

平成 27 年 4 月定例教育委員会 会議録

1. 日 時 平成 27 年 4 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分から

2. 会 場 教育委員会会議室

3. 出席委員

教育委員長	矢 野 ひとみ
教育委員	平 井 学
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育長	渡 邊 博 隆

4. 会議に出席した事務局職員

事務局長	鶴 岡 正 直
教育総務課長	大 西 昌 治
社会教育課長	森 田 誠 司
指導主幹	紺 田 順 一
指導主事	久保田 貴 章
学校教育課課長補佐	皆 川 竜 男
社会教育課課長補佐	安 田 敦
社会教育課課長補佐	矢 野 真 人
教育総務課課長補佐	小 田 忠 幸

5. 会議に付した事件

(1) 議案審議

議案第 17 号 伊予市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第 18 号 伊予市総合教育会議設置要綱の制定について

(2) 報告事項等

① 5 月教育委員会行事予定について

② 事務局報告事項等について

(3) その他

午後 1 時 30 分 開会

○靄岡局長 それでは、ただいまより 4 月定例教育委員会を始めたいと思います。一同、礼、お願いします。

○矢野委員長 会議録の署名人、今回は鷹尾さん、よろしくお願いします。

それでは、早速協議事項に入りたいと思います。

議案審議、議案第17号伊予市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について説明を求めます。

小田課長補佐お願いします。

○小田課長補佐 失礼いたします。

それでは、1 ページをお願いいたします。

議案第17号伊予市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてということございまして、提案理由でございますが、3月委員会において伊予市の教育委員会組織規程の一部改正を行いました。それに伴いまして、規程の一部を改正する必要が生じたので、提案いたしました。

2 ページをお願いします。

第4条中の「主査」を「係長」に改めるということと、変更すべきもの、「事務引継ぎ」の「ぎ」を削除しまして「事務引継」に改めます。そして、課が教育総務課、学校教育課、社会教育課で3課に分かれましたので、「2つ」を「3つ」に、「かかわる」を漢字の「関わる」に改めるものです。

第12条でございますが、現行学校教育課長の専決事項6号から10号部分を教育総務課長の専決事項へ改正するものでございます。

続きまして、4 ページからの新旧対照表を添付しておりますが、先ほど説明いたしましたことに伴います現行と改正案というようなことになっております。

以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

○矢野委員長 ありがとうございます。

新旧対照表のほう、説明とあわせて見ていただいたらと思います。

委員さん方、何か御質問等ございませんでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 では、承認を求めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 承認されました。

続けて、議案第18号伊予市総合教育会議設置要綱の制定についてお願いします。

大西課長お願いします。

○大西課長 議案第18号伊予市総合教育会議設置要綱の制定について、伊予市総合教育会議設置要綱制定したいから教育委員会の議決を求めたいと思います。

提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、このほど4月1日から施行されたことに伴いまして、新たに要綱を制定する必要が生じたものです。

1 ページをお開きください。

要綱のほうを読み上げさせていただきたいと思います。

伊予市総合教育会議設置要綱。

まず、設置の理由なんですけれど、第1条、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、伊予市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、伊予市総合教育会議を設置いたします。

第2条、所掌事務ですが、会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行います。

第1号、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定。

2号、教育を行うための諸条件の整備その他、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。

3号、児童・生徒等の生命または身体に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置となっております。

3条の構成員を出してありますが、会議は市長及び教育委員会をもって構成をいたします。

第4条、会議については市長が招集する。

2項、教育委員会は、その権限に属すべき事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3項、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

第5条、意見聴取についてです。

会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

第6条については、会議の公開についてです。

会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条は、議事録のことについてです。

市長は、会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

第8条、会議の事務局を教育総務課に置く。

第9条、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則、この要綱は、平成27年4月15日から施行するということなんですけど、補足としまして、この伊予市総合教育会議は後ほどこの定例教育委員会の後、第1回目の会議を開催したいと考えておりますが、この会議につきましては、先ほど冒頭に提案理由で申し上げたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されました。こ

の法律第1条の4、第1項によりまして、地方公共団体の長、市長は教育総合会議の設置が義務づけられました。この会議につきましては、原則としましては市長部局で行うようになっておりますが、各地方公共団体の実情に応じまして会議に係ります事務を教育委員会事務局に委任または補助させることが可能となっております。本市では教育委員会事務局に委任をされましたので、本事務局において今後運営のほうを進めていくということとなりました。招集が市長であり、事務局が教育委員会というところで、なかなか要綱をかなり、ちょっと微妙なところもあるんですけど、これは市長部局と話しまして、要綱等については教育委員会のほうで整理をして、こちらのほうで実質運営のほうをしていくようなことということをおっしゃっておりますので、本定例教育委員会におきまして議案として計上させていただいております。また、この総合会議のことにつきましては、後ほどの会議のほうで詳しい説明のほうはさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○矢野委員長 説明していただきました。

何か質問等ございませんでしょうか。

○鷹尾委員 よろしいですか。

○矢野委員長 鷹尾委員さん。

○鷹尾委員 第4条の3、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については云々というのがあるんですが、どういうことを想定されてるんですか。事務の調整。

○渡邊教育長 具体的に、事例的なものは、なかなか難しいと思うんですけども、市長部局と教育委員会とでそれぞれ所掌事務があるわけなんですけれども、その所掌事務を一応どちらがするかというふうな重点的な形で事務分掌をしなくてはならないことが起こると思うんですけども、その際に、例えば緊急の上の所掌事務の中でいじめ等に関してであれば、市長部局と教育委員会とがここの分はこういうふうにやろうと、この分は市長のところで、責任所在が市長のほうだからしようというふうな、話の調整をする、そういうふうなことで対応して、事務の調整がこの部分で行えたことに対しては、総合会議で対応しようというふうな意味合いに捉えていただいて構わんでないかと思っております。

○鷹尾委員 わかりました。

○渡邊教育長 ただ、この結果を尊重しなければならないというふうに書いてありますけども、実際に後で、またいろんな形で出てこうと思うんですけども、それを尊重が義務というふうな形までにはなっていないようです。尊重しなければならないというふうになってますけども、それを調整したのために義務づけられるというふうな意味合いでの対応とはなっていないようでございます。

○矢野委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 総合教育会議のほうも、まだスタートしたところということで、どちらの市町も手探りの状態で総合教育会議の1回目を開催することになっていると思っております。私たち教育委員

のほうも、事前にあるよあるよという昨年度から、いろんな資料も読んだりしたんですけども、なかなかそれが実際に具体的に見えていない、私自身のことを言えばですね。ようなのが状態で、また一緒に総務課の方々といろんな知恵を出したりして、よりいいようにしていきたいなあと思っておりますが、あわせてどういうふうなことを文科省のほうが願っているのかというふうな勉強も、またしっかりとしていきたいものだと思っております。

この設置要綱について、もうこれはどうのこうのと言うことでない、しなければならないものなんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 そうしたら、また3時からありますので、そのあたりでまたいろいろ詳しい資料等が出てくると思いますから、1つずつでも私たちの認識がすっきりしていけばいいなと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、協議事項は終了してよろしいでしょうか。

それでは、報告事項のほうに移りたいと思います。

① 5月教育委員会行事予定について説明をお願いします。

久保田指導主事さん、お願いします。

○久保田指導主事 それでは、4月行事予定も含めまして、4月、5月行事予定。

最初に、学校教育課と学校関係の行事について御説明をいたします。

まず、4月行事ですけれども、もう既に終わりましたが入学式、これにつきましてはそれぞれ御出席をいただきましてありがとうございました。

20日月曜日ですが、市内特別支援学級担任者、通級教室担当者の研修会を行います。

それから、各学校ですけれども、全ての中学校で4月中旬に修学旅行がそれぞれ実施をされます。

それから、21日火曜日ですが、全国学力・学習状況調査が、これも全ての小・中学校で、6年生と中学3年生が対象になっております。これが、実施されます。今年度は、国語、算数・数学に加え、理科が実施されるようになっております。

続いて、5月行事予定をご覧ください。

13日水曜日、臨時教育委員会。19日火曜日、第1回特別支援連携協議会。20日水曜日、定例教育委員会。

それから、5月につきましては、全ての小学校で修学旅行が実施されます。

それから、備考のところなんですけれども、例年ですが5月から7月の間に中予教育事務所管理主事と市教委の合同訪問が、また予定されると思います。まだ、日程等は決まっておりませんが、これらにつきましては決まりましたら、またよろしくお願ひいたします。

以上です。

○矢野委員長 ありがとうございます。

続けて、社会教育課のほうお願いします。

○安田課長補佐 失礼いたします。

まず、4月からです。

4月20日、市内人権同和教育主任会を開催を予定しております。

それから、25日土曜日、伊予市少年相撲大会が五色浜相撲場のほうで行われます。

5月に入りまして、5月7日には地区別人権同和教育の研究協議会、これは中予地区の分なんです、その内容等を決める運営委員会が行われます。

それから、5月8日には、愛媛県人権教育協議会の定期総会、それから5月10日、HIMEカップビーチバレー大会が五色姫海浜公園で行われます。これは、5月大会、5月から9月まで毎月1回行うこととしております。

それから、5月16日には、伊予市文化協会の定期総会がございます。

それから、18日月曜日は、愛媛県人権教育協議会の伊予市支部の理事会を予定しております。総会に向けての協議を行うこととしております。

それから、5月21日には、社会教育担当者等人権同和教育研究協議会が県庁のほうで行われません。

それから、5月30日には、人権啓発土曜講座がウェルピア伊予のほうで行われます。

それから、備考のほうで、ちょっとこれには書いてはないんですが、お知らせしておきたいと思います。6月3日なんです、愛媛県人権教育協議会伊予市支部の総会をウェルピア伊予のほうで予定しております。

以上でございます。

○矢野委員長 ありがとうございます。

4月、5月の行事の説明をしていただきました。

また、赤字で書かれているところあたり、日にちが入っていないのがあります。教育委員さん方が出なければならぬのが幾つかあると思いますので、またそのあたりも心のどこかにとめておいてください。

それと、6月3日が県人権の教育協議会の総会、これはみんなが出るようになるんですかね。

○安田課長補佐 御案内のほうは、また、はい。

○矢野委員長 ありましたね。

何か質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 ないようですので、次に進めたいと思います。

事務局の報告事項について、事務局の方どなたかありますでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 それでは、その他のほうに移ります。

久保田指導主事お願いします。

○久保田指導主事 教育委員さん方の御机上に、特色ある学校づくりの研究集録ということで冊子をお配りしております。大変、お届けが遅くなって申しわけございません。

例年、伊予市から補助金をいただきまして、それぞれの小・中学校で実践をした内容を取りま

とめた研究内容になっておりますので、また是非御一読いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○矢野委員長 これは、伊予市のほうから予算が出る行事ですね。

○久保田指導主事 はい。

○矢野委員長 はい。伊予市のほうから幾らか予算が出て、それをもとにそれを実施した研究集録のほうです。また、後で目を通しておいてください。

ほかに。

鷹岡局長さん、よろしくお願いいたします。

○鷹岡局長 中山中学校、中山小学校の工事につきまして、若干御説明しておきたいと思います。

中山中学校の屋内運動場につきましては、現在工事が進んでおるわけですが、今年8月20日に工事完了と計画しております。備品とかの納入後、9月1日から使用を開始する計画とさせていただきます。

中山小学校の特別教室棟の耐震補強大規模改修工事につきましては、本年6月から工事を始めたいというふうに考えております。11月末には、工事を完了させて、引っ越し後3学期から使用を開始する計画であります。

中山小学校の屋内運動場の耐震補強大規模改修工事につきましては、本年7月から工事を始めることとなっております。28年1月末には、工事を完了させまして、引っ越し後3月から使用が可能となる計画であります。

以上、です。

○矢野委員長 これ、体育館ですね。その間は、どこを使うようになったんですか。

○鷹岡局長 8月下旬から2月にかけて、中山高校の屋内運動場を利用するというふうに計画しております。

○矢野委員長 中山高校を使うということです。

大西課長さん、お願いします。

○大西課長 よろしいですか。

○矢野委員長 はい。

○大西課長 私のほうから給食センターの途中経過のほうを御報告したいと思います。

センターの新築工事につきましては、今現在基礎工事の段階です。全体的な工程には、遅れは生じておりません。計画どおり進んでおります。

これにあわせて、各学校に27年、28年で配膳室のほう、工事のほうを進めるわけなんですけど、27年度につきまして、5月に入札が終わるのかというところなんです。入札しまして、業者が決まり次第、工事のほうを進めていく計画としております。

それともう一点、運用面なんですけど、運用面多々あるんですけど、アレルギー対応マニュアル、こちらについては昨年度末3月に策定ができました。まだまだ、ちょっと今年度も引き続き見直しも含めまして、給食センター供用開始が28年9月になるんですけど、その時期までにさらに見

直しをかけまして、その内容についてはまたホームページのほうに掲載したいと考えております。

その他の運用面の各種マニュアルにつきましては、今後のスケジュール的には9月か10月ぐらいまでには、全てではないんですけど、ほぼ完了していくような予定で今進めております。

給食センターにつきましては、以上です。

○矢野委員長 さまざまなところで工事が行われております。

質問はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 ありがとうございます。

その他で、ほかに。

○平井委員 よろしいですか。

○矢野委員長 平井委員さん。

○平井委員 今回、4月で次また皆さんと会う機会がないということで、4年間力不足なんですけども教育委員としてやらせていただきました。本当に、皆さんには御迷惑かけたと思いますが、何とか任期を終えたという感じでおります。本当に、どうもお世話になりました。

○矢野委員長 ありがとうございます。

○渡邊教育長 ちょっと構んですか。

○矢野委員長 渡邊教育長さん。

○渡邊教育長 それに伴いまして、後任の件で、4月24日に臨時議会をする予定でございます。そして、その24日に後任の方の議会での同意を得て、一応平井委員さんが5月11日までということですので、その後5月の日程を見たら、ちょうど5月13日に教育委員会を開くように予定しておるようでございます。そこで、新しい委員さんがお見えになって、一応御挨拶いただけるようになると思います。

○矢野委員長 それでは、その他はもうございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 そうしたら、私のほうは以上で終わりたいと思います。

○鶴岡局長 それでは、4月定例教育委員会を閉会いたします。

御起立ください。

一同、礼。

午後2時10分 閉会